

諮問番号：平成30年度諮問第12号
答申番号：平成30年度答申第13号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成28年11月9日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、一部を認容し、本件処分のうち冷蔵庫の支給申請却下決定処分について取り消し、その余の部分について棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求書及び反論書等における審査請求人の主張の要旨

冷蔵庫及び洗濯機は、当該地域の全世帯の普及率から、いずれも保有が認められるべき生活用品に該当し、それらが保護開始時にない状態は、家具什器費の支給要件の一つである「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき」に該当する。

冷蔵庫は、自炊することで食費を節約し、数日、数回にわたって分食するためにも必要不可欠であり、高温多湿時においては緊急性も認め得る。また、冷蔵庫について、審査庁では過去に、家具什器費を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に該当するかどうかは個々の世帯の状況に応じて判断することとされているところ、審査請求人の生活状況、生活環境等も考慮して判断する余地があると思料されることが認められるとして、認容裁決を行っており、本件においてもほぼその理屈が等しく当てはまる。

洗濯機は、同じ衣類を数日にわたって着用するなどの実情にあったことに鑑みれば、必要性とともに緊急性があるし、審査請求人が購入した洗濯機の金額は、数か月から半年程度のコインランドリーの利用料金に相当するので、洗濯機を購入することは生活の質の向上や自立助長に資する。また、生活保護の申請にあたり、〇〇〇〇〇〇として〇級の身体障がい者手帳を提示しており、近隣にあるコインランドリーの利用によってその緊急性を否定し、不支給とした判断には誤り、少なくとも、妥当ではないものといえる。

2 審査庁

本件審査請求について、本件処分のうち冷蔵庫について取り消し、その余の部分について棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由があるから、本件処分のうち、冷蔵庫については取り消されるべきであり、洗濯機については棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

冷蔵庫について、処分庁は、審査請求人には、〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇を有しているが、徒歩圏内に立地するスーパーやコンビニで都度食品を購入することが可能であり、実際に惣菜を購入するなどして生活していることを聴取していることから緊急性があったとは言い難く、経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものと判断したと主張している。

審査請求人は、平成28年5月20日の家庭訪問時に、処分庁に対し、自炊のために冷蔵庫購入の意向は伝えたものの、家具什器費の支給申請までは至らず、同年6月に支給された保護費から冷蔵庫を購入し、その後何度か相談を行った事実は確認されるが、実際に書面による支給申請を行ったのは同年10月26日である。

処分庁には、被保護者の生活の維持向上に努めるよう指導することが求められており、また、家具什器費を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に該当するかどうかは個々の世帯の状況に応じて判断することとされていることからみて、本件においては、徒歩圏内に立地するスーパーやコンビニで都度食品を購入することが可能であることのみをもって緊急性がないと判断したと見ざるを得ず、審査請求人の個々の世帯の状況に応じて判断したと認めることはできない。

洗濯機について、審査請求人は、生活保護受給開始当時、同じ衣類を数日にわたって着用するなどの実情に鑑みれば支給すべき緊急性があると主張している。

処分庁は、近隣のコインランドリーを利用でき、清潔で身繕いに不足する状態ではなく審査請求人の身繕いや生活環境を清潔にするために必要不可欠であるという理由では緊急性は認められないと主張している。

本件においては、保護開始時、審査請求人は実際にコインランドリーを利用しており、洗濯機の必要性は認められるものの、直ちに支給しなければ最低生活に支障をきたすとみることが難しいと言わざるを得ない。

以上のとおり、洗濯機については、処分庁の決定及び判断に取り消すべき瑕

疵があるとまではいえないものの、冷蔵庫については、処分庁の調査及び判断に瑕疵があったと言わざるを得ない。

なお、処分庁においては、「日常生活に必要な物品については、経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきであること」について、審査請求人に対し十分な説明を行い理解が得られるよう努める必要があるとともに、家具什器費の認定可否の検討にあたっては、審査請求人の生活の維持向上も含めた個々の世帯の状況に応じて判断すべきである旨付言する。

第4 調査審議の経過

平成30年8月27日	諮問書の受領
平成30年8月30日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月19日 口頭意見陳述申立期限：9月19日
平成30年9月10日	第1回審議
平成30年10月1日	第2回審議
平成30年11月12日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第5条は、法の解釈及び運用を定め、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と規定している。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第7の1は、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」と規定し、「実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。」と定めている。

また、第7の2は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な物資を欠いていると認められ

る場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。」と規定し、その（３）で、「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合」を特別の需要の一つとして定めている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3の4（4）イは、「(処分価値の小さいもの以外の物品については、) 当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるものは、保有を認めること。」と定めている。
- (5) 局長通知第7の2の（6）は、「被保護者が次のアからオのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、28,700円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具を除く。）を支給して差しつかえないこと。」と規定し、そのアで、「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合わせがないとき。」と定めている。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第3の問6の答（2）は、「「一般世帯との均衡を失することにならない」場合とは、当該物品の普及率をもって判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の70%程度（利用の必要性において同様の状態にある世帯に限って見た場合には90%程度）の普及率を基準として認定すること。」としている。
- (7) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7の45の答では、「日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきである。冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性および緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えない。なお、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でない。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成28年5月11日、審査請求人は処分庁に対し、法による保護を申請した。その際、審査請求人の所持金は現金〇〇円と預貯金〇〇〇円であることを聴取した。
- (2) 平成28年5月20日、保健福祉センターの職員は審査請求人宅を訪問し、審査請求人と面接した。家具調度品等を確認した際、冷蔵庫及び洗濯機は所有しておらず、食事はコンビニで惣菜を買ってきていること、洗濯は隣にあるコインランドリーを利用していること、審査請求人は自炊を考えており今後冷蔵庫を購入しようと思っていることを聴取した。この点、審査請求人は「暑くなるので冷蔵庫と洗濯機を購入したい、費用を支給して欲しいと伝えたが、必要ないと言われた」と主張している。
- (3) 処分庁は、平成28年5月11日付けで審査請求人に対し法による保護を開始することとし、同年6月2日に初めて保護費を支給した。
- (4) 審査請求人は、平成28年6月2日に支給された保護費より、同年7月4日に3,000円で洗濯機を購入し、運搬設置費10,638円を支払った。また、同月5日に18,000円で冷蔵庫を購入した。
- (5) 審査請求人は、平成28年10月26日、冷蔵庫及び洗濯機の購入費用を家具什器費として支給するよう、保護変更申請を行った。
- (6) 処分庁は、平成28年11月1日、ケース診断会議を開催し、「新規申請に伴う訪問調査の時点で、冷蔵庫・洗濯機の購入について必要性及び緊急性が認められず、また申請書に記載の購入理由では経常的な生活費の中から順次購入することが妥当であると判断されるため、家具什器費を認定することは適当ではない。」と決定し、同月9日付けで本件処分を行った。

3 判断

- (1) 保護の実施機関は、問答集問7の45の答により、「冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を、保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である『最低生活に必要な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合』〔次官通知第7の2〕に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断」することが求められており、「その結果、必要性および緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えない。」こととされている。本件において、審査請求人が一時扶助の支給を求めている物品は「冷蔵庫」及び「洗濯機」であり、審査請求書によればこれらはいずれも一般世帯の普及率が90%を超える物品であり、上記1(5)に

より保有が容認される物品と認めることができるから、処分庁は、冷蔵庫及び洗濯機の必要性および緊急性について審査請求人の個別事情を考慮し上記の判断を行うことが求められていた。

- (2) しかしながら、処分庁は、冷蔵庫については、審査請求人から、新規申請に伴う訪問調査時に上記2(2)のとおり審査請求人が購入の意思を表明していること、食事はコンビニで惣菜を買ってきているが今後自炊生活を計画していることを聞き取っているにもかかわらず、審査請求人の個別事情を考慮してその必要性及び緊急性を具体的に検討することなくこれを否定したと認められる。また、処分庁は、再弁明書において、冷蔵庫の緊急性が認められる場合の例示として、「病気療養上不可欠な薬品を保管するために必要となる場合等生命の維持に直接必要と認められる特別な事情があるなどの場合」と述べているが、こうした考え方は冷蔵庫について一時扶助費を認める場合を著しく限定するものであって、緊急性の判断基準として妥当でないと思料する。
- (3) 洗濯機については、上記2(2)のとおり、事前の相談に際して審査請求人が購入意思を表明していたかについて審査請求人と処分庁の主張は相違しているが、その点は措くとしても、審査請求人世帯は単身世帯であること、自宅からコインランドリーまでの距離は約10メートルから20メートルであること、利用頻度は不明であるが当該コインランドリーを実際に利用できていたこと等を勘案すると、洗濯機の緊急性が認められないとした処分庁の判断に、違法又は不当があったとまでは断言することができない。また、審査請求人は〇〇〇〇〇により重いものが持てないと主張しているが、このことに関連して、申請の段階で洗濯機が特に緊急に必要であるという主張が乏しいため、障害等により審査請求人がコインランドリーの利用に不便さを感じていたことを勘案しても、この点についての処分庁の考慮が不十分でありその判断に瑕疵があったとは認められない。その他に、経常的な生活費の範囲内で計画的に購入しては間に合わず直ちに必要であるという緊急性に関し、これを認めるに足りる事情を、諮問書の添付書類にあらわれた審査請求人の主張等からはうかがうことができない。
- (4) 以上より、本件審査請求は一部認容とし、本件処分のうち冷蔵庫の支給申請却下については取り消すべきであり、その余の部分について棄却するべきであると結論する。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員

矢倉 昌子